

第 1 回厚真町議会定例会説明資料
(その 2 (別冊 2 関係))

令和 5 年 3 月 7 日

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

1 条例の概要について

(1) 第1章総則（第1条－第3条）

個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定。

(2) 第2章個人情報等の取扱い（第4条－第16条）

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

(3) 第3章個人情報ファイル等（第17条－第18条）

個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について規定。

(4) 第4章開示、訂正及び利用停止（第19条－第47条）

個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定。

(5) 第5章雑則（第48条－第53条）

保有個人情報の適用除外などの雑則について規定。

(6) 第6章罰則（第54条－第58条）

職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定。